公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 投票管理者等の住所の一部の告示に関する事項

市 町 村 0 選挙管理 理 委員会が 投 八票管理 理者、 開 票管 理 者、 選挙 長若しくは 選挙分会長又はこれ 5 Ō 職 務 代理

者を選任 した場合に行う住所及び氏名 の告示について、 住所の全部 の告示に支障があると認めるときは、

当該 住所 の 一 部 の告示をもって当該住 所の全部 の告示に代えることができるものとすること。 (第二十五

条、第六十八条及び第八十一条関係)

第二 病院 の不 在者投票管理者 の職務代理者となる者 \bar{O} 要件に関する事項

病院 \mathcal{O} 不 在者投票管理者 \mathcal{O} 職 務代理者 に 医師 又は 歯 <u>|</u>科医| 師 以外の者もなることができるものとすること。

(第五十五条第九項関係)

第三 選挙公営に関する事項

選挙 運 動 用 自 動 車 \mathcal{O} 使 用 の公営に要する経費に係る限度額を引き上げること。 (第百九条の 四四 関 係

選挙 運 動 用 通 常常 葉書、 選 挙 運 動用 ビラ、 選挙 事 務所 の 立 札及び看板 の類、 選挙 運 動 用 自 動 車 等 に 取 ŋ

付ける立札及び看 版 の 類、 選挙運動 用ポ スター 並 立びに個さ 人演説会場の立 札及び看 板の 類 の作成の の公営に

要する経費に係る限度額を引き上げること。 (第百九条の七、 第百九条の八、 第百十条の二、 第百十条

の 三 、 第百十条の四、 第百二十五条の三及び第百三十二条の三の二関係

第四 点字投票で使用することができる点字に関する事項

盲人が投票に関する記載に使用することができる点字に、 特殊音及びアルファベット等を追加すること。

(別表第一関係)

第五 施行期日等に関する事項

この政令は、 公布の日から施行するものとすること。 (附則第一項関係)

この政令による改正後の公職選挙法施 行令の規定は、 この政 令の施行 の 日 (以 下 「施行 旦とい

以後その期日を公示され又は告示され る選挙につい て適用し、 施行 日 \mathcal{O} 前日までにその 期日 を公公

示され又は告示された選挙については、 なおが 従前 の例によるものとすること。 (附則第二項関係)

三 その他所要の規定の整備を図るものとすること。